　使用料

青年の家

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　　分 | 使　用　料 | | 減免申請後の使用料 | | | |
| 使　用　料　名 | 一　　律 | | 小中学生 | 高校生 | 小中学生 | 高校生 |
| 市　内 | 市　外 | 市　内 | 市　内 | 市　外 | 市　外 |
| Ａ 研修施設使用料  　 （１研修につき１人） | １１０円 | ２２０円 | 免　除 | ５０円 | １１０円 | １１０円 |
| Ｂ 本館宿泊施設使用料  　（１人１泊） | ３３０円 | ４４０円 | 免　除 | １６０円 | ２２０円 | ２２０円 |
| Ｃ キャンプ宿泊施設使用料  　（１人１泊） | １１０円 | ２２０円 | 免　除 | ５０円 | １１０円 | １１０円 |
| Ｄ ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ代 | １人１研修　本館宿泊利用者 | | | | ２７５円 | |
| Ｅ 食　費  （消費税込み）  ※R1.10から改正 | 朝食 | | | | ４１０円 | |
| 昼食 | | | | ５７０円 | |
| 夕食 | | | | ６９０円 | |
| 合計 | | | | １,６７０円 | |
| その他の経費 | 炊飯雑費(１人）１回につき | | | | ２０円 | |
| 工作材料代（一作品につき）  　キーホルダー、焼き板飾り、竹とんぼ、　木の実の置物等  （草木染め用のハンカチについては各自準備とするが、青年の家のハンカチを使用する場合一枚２００円） | | | | １００円 | |

　　 ①　「教育上の目的のため利用する場合」の減免措置

　　　　　利用しようとする団体の目的が「教育上の目的」・「青少年の健全育成」を有している場合には、減免の対象になります。体育館及び庭球場も同様に取り扱います。

　　 ②　減免を受けようとする団体は、減免申請書（印必要）の提出が必要です。

　 ③ 小原山体育館使用料、小原山庭球場使用料

　　　 　・青年の家の研修施設使用料を支払って利用する場合は必要ありません。

　　　 　・体育館、庭球場のみを使用する場合は、それぞれの施設使用料を支払ってください。

　　 ④　計算方法（一人当たりの金額）

　　 Ａ＋(ＢまたはＣ)×泊数＋Ｄ＋Ｅ（＋その他の経費）

※  一覧表の料金は、あくまで単価の料金です。実際の使用料の計算に当たっては、利用方法等に応じて税抜き金額を算定した後、当該額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算します。